

| No | 種類 | 頁 | 箇所 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|-----|----|--------------|------------------------------------|--|--|
| 1 | 仕様書 | 6 | 調達物品について | 4 新システム調達範囲 (4) 調達物品 | Microsoft A3ライセンスの数量は740とありますが、仮にその数量に含まれない利用者（非常勤講師等）がいる場合は、Microsoft 365 の利用はせずにローカルアカウント等を利用するというご提案でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 2 | 仕様書 | 6 | 調達物品について | 4 新システム調達範囲 (4) 調達物品 | 校務端末の数量は740とありますが、P1の小中学校の全職員数は736となっております。4台は予備機のような扱いとなりますでしょうか？予備機の場合、調達物品の1~4のライセンス数は740のままでもよろしいでしょうか。変更があればご教示ください。また、受注者が保守運用期間（5年間）において保守運用に4ライセンスを活用できるかについて、ご教示ください。 | 予備機という認識で間違いありません。発注者が利用する数なので、受注者が活用することを想定するものではありません。 |
| 3 | 仕様書 | 6 | 調達物品について | 4 新システム調達範囲 (4) 調達物品 | 調達する無線アクセスポイントの台数は554台でよろしいでしょうか。増設が必要な場合は、設置予定場所と場所の数（台数）をご教示ください。 | 必要十分な数を予定してください。増設が必要かは現地で電波強度を確認のうえでご判断いただきます。 |
| 4 | 仕様書 | 6 | 調達物品について | 4 新システム調達範囲 (4) 調達物品 | Microsoft 365 A3 ライセンスおよび Microsoft Entra Internet Access は、Microsoft 社の提供条件上、単年度更新を前提とするライセンス体系であると認識しています。そのため、年度ごとに金額を見直し契約更新することを許容いただけますでしょうか。許容が難しい場合、Microsoft 社の価格改定が発生すると判明した時点で契約変更の協議、または、一定の制限（例えば、2026年3月時点の公式販売価格の50%アップなど）を超える価格改定が発生すると判明した時点で協議できる、などの見積条件を付することは可能でしょうか。 | 原則として5年間金額を変更しない前提で御提案ください。ただし50%以上の価格上昇が生じた場合は、別途相談に応じます。 |
| 5 | 仕様書 | 6 | 調達物品について | 4 新システム調達範囲 (4) 調達物品 | 5年間の継続利用を前提として調達することが求められているため、契約期間中にMicrosoft 社より以下のような変更が実施された場合、仕様書が求める5年間にわたる業務継続を満すために、必要な代替サービスへの変更契約は可能でしょうか。また、代替サービスへの変更に伴う契約金額変更について協議することは可能でしょうか。 (変更例) ・サービス機能の統合または廃止 ・上位サービス、上位グレードへの移行が事実上必須となる変更 | 原則として5年間は金額及び仕様を変更しない前提で御提案ください。ただし50%以上の価格上昇が生じるような仕様変更がある場合は、別途相談に応じます。 |
| 6 | 仕様書 | 11 | 学校ネットワークについて | 6 ネットワーク (2) 学校ネットワーク | 「各学校の LGWAN ネットワークについて、無線化を実施し」との記載がありますが、本業務は校務システム更改業務であることから、既存の LGWAN 機器・配線については現行のまま利用し、対応は不要との認識でよろしいでしょうか。 | 各学校に引き込んでいるLGWANネットワークを各学校内の無線APで接続できるよう対応しなければなりません。ただし校務系システムのネットワークとは分離されている必要があります。 |
| 7 | 仕様書 | 16 | 校務支援システムについて | 7 サーバシステム (3) 校務支援システム | 「現在導入している『株式会社EDUCOM製EDUCOMマネージャーC4th (オンプレ版)』の更新を行う」とありますが、[仕様書P5-4-(2)ネットワーク基本仕様]にて「新システムのクラウド利用を前提として」と記載されていることから、EDUCOMマネージャーC4th (クラウド版) でのご提案でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 8 | 仕様書 | 16 | 校務支援システムについて | 7 サーバシステム (3) 校務支援システム | 校務支援システムにおける利用機能について想定されている機能をご教示ください。 | 仕様書16ページ(3)「校務支援システム」以降に記載されている事項を確認してください。 |
| 9 | 仕様書 | 22 | 有線LAN環境について | 9 校務端末キitting要件 (2) 受注事業者による端末設定範囲 | 仕様書P22. 10-(2)プリンタの仕様要件に「原則として無線接続」とあることから、職員室への無線アクセスポイント設置を行い、新規パソコン・新規プリンタ共に無線接続で利用をする想定です。無線機能のない既存機器の継続利用を考慮して、既存有線LAN環境は残してもよろしいでしょうか。もしくは、既存機器の継続利用は考慮せず、既存有線LAN環境は全撤去したほうがよろしいでしょうか。 | 既存有線LAN環境は全撤去を計画してください。 |
| 10 | 仕様書 | 25 | 端末撤去について | 12 移行要件 (5) 旧端末撤去要件 | 本調達における受注者の作業範囲については、端末等を撤去し各学校の1か所にまとめるところまで実施する、という認識でよろしいでしょうか。仮に提案時に費用を含める場合、対象となるサーバ機器等末に関する以下の情報を一覧にご教示ください。また、データ消去実施後、持続可能な社会実現に向けて、機器をリサイクル等させていただくことは可能かご教示ください。 ・機器名、型番、数量、設置場所、機器毎のストレージ数(HDD・SSD) | 各学校単位でまとめるという認識で間違いありません。撤去された機器は、原則として別発注で廃棄処分とする予定のため、リサイクルはできません。従って現時点で撤去機器リストの提示は行いません。 |
| 11 | 仕様書 | 25 | 端末撤去について | 12 移行要件 (5) 旧端末撤去要件 | 本調達における受注者の作業範囲については、データ消去・廃棄等は本調達には含まれておらず、適切に作業できる事業者を貴市へ紹介する等の支援をするという認識でよろしいでしょうか。その場合に、必要な見積りおよび事業者の紹介は、本提案時点では不要という認識でよろしいでしょうか。 | その認識で間違いありません。 |
| 12 | 仕様書 | 28 | 納品物について | 15 成果品 (4) システム構築に関する納品物 | 機能要件書について、機能要件を基本設計書に記載する場合、別途納品物として作成することは不要という認識でよろしいでしょうか。 | その認識で間違いありません。 |
| 13 | 仕様書 | 全 | 納期について | 全般 | 世界情勢など外部要因の影響による半導体不足など予測不可能な影響により、機器の入荷が遅れる場合、納期などのご相談をさせて頂くことは可能でしょうか。 | 現時点から予測不可能な影響が生じた場合は、納期に関して相談に応じます。 |
| 14 | 仕様書 | 全 | 質問・回答について | 全般 | 本質問に対するご回答内容については、契約後の解釈相違を防止するため、契約書・仕様書別紙・覚書等の契約文書へ反映されるという認識でよろしいでしょうか。 | その認識で間違いありません。 |

| No | 種類 | 頁 | 箇所 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|------|----|---------------|-------------------------------|--|--|
| 15 | 実施要領 | 4 | 契約書について | (4) 企業グループでの応募における参加資格要件前号の要件 | ③企業グループ代表企業において、「当市と基本協定及び本事業実施に関する委託契約を締結すること」とありますが、契約書案についてご教示ください。 | 基本協定とは、審査の結果、優先交渉権者となった相手方と本契約締結に至るまでの合意形成を目指す協力関係を定義するものであって必須のものではありません。本契約は、校務系システム等の本稼働後に当該システム等の適切な運用と保守及び使用料の支払い等に関して定義するものです。 |
| 16 | 実施要領 | 6 | 機能要件書について | 応募書類 P9 サ システム機能 | 「当市が提示した機能要件書」と記載がございます。機能要件書がございましたらご提示ください。 | 機能要件に関しては仕様書に記載されていることが全てです。 |
| 17 | 実施要領 | 6 | 応募書類について | 表) 応募書類 | 企業グループとして提案する場合の応募書類の提出および押印について、以下の認識でよろしいでしょうか。 ①企業グループとして1部提出、代表企業、構成員すべて押印 (様式第1号) 企業概要書 ※代表企業を記載 (様式第1号/別添) グループ構成届 ②企業グループとして1部提出、押印不要 (様式第2号) 事業実績書 ※代表企業または構成員の実績を記載 (様式第3号) 誓約書 (様式第8号) 代替案提案書 ③企業グループとして1部提出、代表企業押印 (様式第5号) 企画提案書提出届出書 (様式第6号) 価格提案書 | その認識で間違いありません。 |
| 18 | 実施要領 | 6 | 応募書類について | 表) 応募書類 | 「押印については、印鑑登録印を使用すること」とありますが、書類への記名・押印は貴市へ入札参加資格登録している所在地・商号又は名称・代表者氏名・登録印でよいという認識でよろしいでしょうか。また、入札登録している登録印でよい場合、誓約書についても同様という認識でよろしいでしょうか。仮に印鑑証明書と同様の代表者印(代表取締役)の押印が必要な場合、委任状にて代表者より受任者へ権限を委任することで応募資料については受任者による押印でよいという認識でよろしいでしょうか。なお、委任状の様式があればご提示ください。 | 本市への入札参加資格登録がある場合は、その登録印と同じで構いません。 |
| 19 | 実施要領 | 6 | 応募書類の添付書類について | 表) 応募書類 応募書類の添付書類 | 企業グループとして応募する際の応募時の添付書類(定款・会社概要・印鑑証明書・法人税、法人住民税及び消費税未納がないことの証明書、法人登記簿謄本)は、代表企業分のみ提出でよろしいでしょうか。また、添付書類は「写し」の提出でよろしいでしょうか。 | 企業グループで提案の場合は、構成員の全ての添付書類が必須となります。また添付書類は「写し」で構いません。 |
| 20 | 実施要領 | 6 | 提案書作成要領について | 【提案書作成要領】 | 提案事業者名を伏せた副本は不要という認識でよろしいでしょうか。副本が必要な場合、部数も合わせてご教示ください。 また、電子ファイルの提出方法(メール、メディア等)についてご教示ください。 | その認識で間違いありません。 5ページの5-(3)-①に記載しているとおり、提出は持参又は郵送(配達証明を得ることができる手段)によるものとします。ただし審査後に本市から提案書類等を電子ファイルで提出するよう要求することがあります。 |
| 21 | 実施要領 | 8 | 提案書作成要領について | エ. 開発プロセス管理・手法 | 提案内容が既存サービスの組み合わせによるものである場合、新規開発工程(要件定義・設計・開発・試験)は発生しないため、実施要領の「ウ 開発・導入」「エ 開発プロセス管理・手法」に関する記載は不要という認識でよろしいでしょうか。その場合、本調達全体のスケジュールおよび体制を「ア 基本的な考え方」に記載してよろしいでしょうか。 | その認識で間違いありません。 |
| 22 | 実施要領 | 9 | 提案書作成要領について | ③見積書作成要領 | 【様式第6号】に従い見積計算書を作成とございますが、本様式の「項目」欄に記載されているとおり、月額料金がわかるように記載すればよいという認識でよろしいでしょうか?別途指定様式がございましたら、ご教示ください。 | 「項目」欄のシステム等使用料は「年額×5年」でも「月額×60月」でも、どちらの記載でも問題ありません。 |
| 23 | 実施要領 | 9 | 提案書作成要領について | Ⅲ-(1)-①-イ 二次審査 | 出席者は単独企業や企業グループ以外に、ご提案するハードウェアやソフトウェアのメーカーが参加してもよろしいでしょうか。 | 入室可能な人数の上限がありますので、基本的には提案事業者の範囲内で人選してください。 |
| 24 | 実施要領 | 11 | 契約締結等について | (2) 本契約の締結 (3) 本契約の事業費 | 本調達に関する契約は、賃貸借契約(リース契約)を締結するという認識でよろしいでしょうか。その場合、リース料・保守費・運用費等を加えた賃借料として請求するという認識でよろしいでしょうか。また、リース満了後に無償譲渡(リース会社の固定資産税負担なし)になるのかご教示ください。 無償譲渡無し(返却)の場合、機器撤去費(データ消去等)を本契約の事業費に含める場合、以下ご教示ください。 ①撤去方法 各拠点から1か所集約済 or 受注者が各拠点から撤去 ②データ消去作業、証明書 受注者ヤード内で実施の可否、証明書提出の要否 | 校務系システム等の本稼働後からの使用に伴い、リース期間満了後に無償譲渡になる契約という認識で間違いありません。 また①撤去方法は、各学校で一カ所に集約し、②データ消去や廃棄に伴う証明書発行は別途契約という認識としてください。 |

| No | 種類 | 頁 | 箇所 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|------|----|-----------|-------------|---|----------------|
| 25 | 実施要領 | 11 | 契約締結等について | (3) 本契約の事業費 | <p>「使用料の支払いは、新システムの使用開始を予定している令和8年10月の翌月から発生し、使用期間を通して限度額を60月で除した月額で支払うものとする。」とございますが、以下の認識でよろしいでしょうか。</p> <p>令和8年9月30日までに構築（導入、データ移行等）を完了、 令和8年10月1日より賃貸借開始、 賃貸借料は当月分を翌月末までにお支払いいただく （例）初回：令和8年10月31日までに請求書を発行し、翌月11月30日までにお支払いいただく</p> | その認識で間違いありません。 |